

北九州市電気自動車等用充電設備導入拡大モデル支援補助金の公募について（公募要領）

本市は、2020年10月に2050年ゼロカーボンシティを宣言して、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

その一環として、この度、多くの市民の利用が見込まれる施設において、電気自動車等の充電設備の設置を支援することにより、電気自動車等の利便性向上及び普及促進を図ることを目的として、「北九州市電気自動車等用充電設備導入拡大モデル支援補助金」（以下「本補助金」という。）を創設しました。

上記の趣旨にご賛同いただける企業の皆様におかれましては、本公募要領及び「北九州市電気自動車等用充電設備導入拡大モデル支援補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に従い、ご応募ください。

1 本補助金について

（1）補助対象設備

本補助金の対象となる設備は、以下の要件を全て満たす必要があります。

要件	
①	交付決定日後に新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと。
②	市内に新規設置（充電設備がない場所へ新たに充電設備を設置することをいう。）又は追加設置（充電設備が既にある場所へ充電設備を増設することをいう。）する充電設備であること。
③	補助金申請年度の一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金実務実施細則（充電設備）」別表1-1に掲載されている充電設備であること。
④	広く市民等が利用できる充電設備であること。

（2）補助事業

以下の要件を全て満たす必要があります。

要件	
①	商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、公共施設、飲食施設、時間貸し駐車場等、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設に補助対象設備を設置する事業であること。ただし、個人宅（個人宅に付随する駐車場及び自宅兼事務所も含む）や施設の従業員用駐車場等、特定の利用者しか

	利用できない場所及び自動車販売店への設置を除く。
②	市が交付する他の補助金を重複して申請していないこと。
③	充電設備の設置に係る工事の施工開始は交付決定日後であること。
④	充電設備の設置及びその支払いが令和6年3月1日までに完了すること。

(3) 補助対象者

以下の要件を全て満たす必要があります。

要件	
①	充電サービス事業を営む法人であること。
②	充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。(借地の場合は、土地の使用許諾及び充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能なこと。)
③	事業者の所在地における市区町村税に係る徴収金に滞納がないこと。
④	暴力団、暴力団員及び暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(4) 補助対象経費

本補助金の対象となる経費は、補助対象設備の購入費とし、当該経費に係る、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとします。また、設備本体価格に係る値引き等がある場合は、それを差し引いた金額とします。

(5) 補助金の額

補助金の額は、以下の①～②のうち、最小の額を交付額の上限とします。

	内容	金額
①	補助対象経費から国等の他機関からの補助金を除いた額に3分の1を乗じて得た額	千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額
②	補助上限額	急速充電設備：50万円／基 普通充電設備：15万円／基

2 全体スケジュール (令和5年度)

項目	時期	内容
公募開始	8月24日(木)	本公募要領及び交付要綱に従いご応募ください。

質問表の提出締切	9月8日(金)	本補助金に関して質問がある場合は、質問票をご提出ください。回答は、随時ホームページに掲載します。
書類提出期日及び公募締切	9月21日(木)	提出書類については、「3 申請手続」をご覧ください、期限までに提出物に漏れが無いようご提出をお願いします。
審査	9月下旬	提出資料をもとに、学識経験者等による審査を行います。
採択事業の決定(審査結果通知)	9月末	採択した事業について、交付決定額及び交付条件を記載した交付決定通知書を送付します。
実績報告	3月1日まで	補助事業の実績報告を行っていただきます。
補助金額の確定	3月中旬頃	実績報告をもとに、補助金額を確定し、額確定通知書を送付します。
補助金の請求	額確定通知を受けた日から15日以内	補助金額に係る請求書をご提出いただきます。
補助金の交付	4月頃	補助金の支払いを行います。

3 質問の受付及び回答

申請に関する質問は、質問書の提出によるものとします。

(1) 提出書類

質問書の指定様式は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00200226.html>

(2) 提出方法

以下のメールアドレスに、質問書を添付して提出してください。

<提出先のメールアドレス>

kan-green@city.kitakyushu.lg.jp (北九州市環境局グリーン成長推進課)

※提出の際、「北九州市電気自動車等用充電設備導入拡大モデル支援補助金」の質問書の提出である旨をメールタイトル及び本文に記載してください。

(3) 提出期限

令和5年9月8日(金) 17時必着

4 申請手続

(1) 提出書類

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

指定様式は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyuu/00200226.html>

提出書類		
第1号様式	補助金交付申請書	
添付書類(1)	企画提案書	事業スキーム、設置場所・設置機器を選定した理由、設備の利用を促進する工夫、サービス体系、コスト低減策、広報啓発の方法等が記載されたもの。 様式は任意。
添付書類(2)	直近3年分の決算報告書等の写し	
添付書類(3)	定款の写し	充電サービス事業を営む法人であることが確認できるもの。 様式は任意。
添付書類(4)	履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し	申請日時点において、発行から3ヶ月以内のもの。
添付書類(5)	役員名簿	様式は任意。
添付書類(6)	市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し	申請日時点において、発行から3ヶ月以内のもの。
添付書類(7)	充電設備本体の購入に係る見積書	内訳書を含む。 様式は任意。
添付書類(8)	工事内容及び充電設備経費内訳明細書	(7)の書類に記載のある場合は省略可。 様式は任意。
添付書類(9)	駐車場等の全体見取り図	駐車場の収容台数が分かるもの。 様式は任意。
添付書類(10)	設備設置場所平面図	公道から充電設備設置場所への入口がわかるもの。(9)の書類に記載のある場合は省略可。 様式は任意。
添付書類(11)	電気配線図	(9)又は(10)の書類に記載のある場合は省略可。 様式は任意。
添付書類(12)	設置予定場所の現況写真	撮影日が確認できるもの。 様式は任意。

添付書類(13)	充電設備の仕様が分かる書類	カタログの写し等。
添付書類(14)	土地の利用に関する許諾書	充電設備を設置する土地が借地の場合のみ。 充電設備の設置完了から保有義務期間（5年間）以上許諾していることが確認できるもの。

※ 必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

以下のメールアドレスに、上記（1）の提出書類を添付して提出してください。なお、提出された書類の修正や返却はできません。

<提出先のメールアドレス>

kan-green@city.kitakyushu.lg.jp（北九州市環境局グリーン成長推進課）

※提出の際、「北九州市電気自動車等用充電設備導入拡大モデル支援補助金」の申請書類の提出である旨をメールタイトル及び本文に記載してください。

(3) 提出期限

令和5年9月21日（木）17時必着

5 審査等

(1) 審査方法

提出資料をもとに、有識者による審査会を開催します（書面開催）。

(2) 審査基準

審査は、以下の観点で行います。

審査基準		
①	実績・経験	本事業と同種の事業実績はあるか。
②	財務状況	健全な財務状況にあるか。
③	事業スキーム	業務仕様書上の役割分担を踏まえた事業スキームになっているか。また、事業の実施期間として、5年以上の複数年にわたり継続的な事業スキームとなっているか。
④	設置条件	設置する施設等の来場者数、駐車場の収容台数、面する道路の交通量、設置する機器の性能等を総合的に勘案し、設置機器1基あたりの使用量が十分に確保されることが見込まれるか。
⑤	利用料金	適切な利用料金の設定となっているか。
⑥	利用方法	決済方法を含め、利用しやすいシステムが構築されているか。充電器の場所（充電スポット）を容易に検索できる環境は整っているか。

⑦	運営・問合せ対応	適切な人員が配置されているか。 問い合わせや苦情などに対応できる体制及び運用方法がとられているか。 適切な情報セキュリティ対策がとられているか。
⑧	コスト低減策	効率的な維持管理によるコスト低減策や施設管理者の負担軽減策（第三者所有、IoT 管理、広告事業、電源の直接引込等）が講じられているか。
⑨	広報啓発	電気自動車の普及促進に寄与する効果的な広報・啓発が講じられているか。

（３）採択事業の決定（審査結果の通知）

採択事業は、審査会の結果を参考に北九州市が決定します。

事業が採択された事業者には、９月末ごろに交付決定額及び交付条件を記載した補助金交付決定通知書を送付します。

審査の内容によっては、適正な補助金の交付を行うため、申請内容に修正を加えた内容で交付を決定する場合がありますが、交付決定通知書の内容について異議がある場合は、申請の取下げをすることができます。

（４）補助金の精算

補助事業完了後、以下の書類を提出していただきます。

本書類を受理後、最終的な補助金の額を通知します。同通知後に請求書をご提出いただき、補助金を交付します。

提出書類		
第 8 号様式	補助金実績報告書	
添付書類(1)	領収書等の写し	支払いの相手方、支払日、支払額等を明確にしたもの。
添付書類(2)	保証書の写し	保証期間、充電設備の型式・製造番号が記載されているもの。
添付書類(3)	補助対象設備の設置状況等を示す写真	遠景・近景各 1 枚。撮影日がわかるもの。
添付書類(4)	補助対象設備の型式・製造番号等がわかる銘板等部分の写真	撮影日がわかるもの。

※必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

（５）交付決定の取り消し

以下の事由に該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されている場合には、補助金を返還していただきます。

取消事由	
①	偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
②	補助金を他の用途に使用したとき。
③	補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
④	交付要綱の規定に違反したとき。
⑤	役員等（法人の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
⑥	暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
⑦	暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
⑧	役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
⑨	役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
⑩	役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6 問合せ先

北九州市環境局グリーン成長推進課

担当：竹林、明石

Eメール：kan-green@city.kitakyushu.lg.jp 電話番号：093-582-2286